

令和7年度 栃木市奨学生(高校・大学等)募集案内

受付期間 令和6年11月20日(水)～令和7年1月20日(月)

(入学の決定に係わらず、期間内にお申込みください。)

1 奨学金の種類・対象者

名 称	対 象 者	他奨学金との併用
ゆめ応援奨学金 (貸与型)	学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に進学する方または在学の方	貸与は不可 給付は可
住まいる奨学金 (定住促進奨学金・貸与型)	学校教育法で定める高等専門学校(第4、5学年および専攻科)、専修学校(専門課程)、短大、大学に進学する方または在学の方(高等学校への進学、在学の方は該当しません。)	貸与・給付 ともに可

- ・ ゆめ応援奨学金は、卒業後、返還することになります。
- ・ 住まいる奨学金も、卒業後、条件(卒業後5年間市内に定住)を満たさなかった場合は、返還することになります。
- ・ 両方の奨学金を同時に受けることはできません。
- ・ とちぎ吾一奨学金と同時に申し込むことはできません。
- ・ 奨学金は、入学前に必要となる「入学金」などに利用することはできません。

2 応募資格(以下の(1)(2)(3)(4)すべてを満たすことが条件です。)

(1) 以下の①②③のいずれかを満たすこと

- ① 申請時において、扶養者が本市に6か月以上居住しており、高等学校・大学等に進学もしくは在学する方
- ② 市内の高等学校・大学等に在学しており、在学中の奨学金を必要とする方
- ③ 市内の高等学校・大学等に、令和7年度進学する方

(2) 経済的理由によって修学が困難な方

(3) 修学の意欲があり、かつ、品行方正である方

(4) 選考された後、確実な連帯保証人2名を付することができる方

※連帯保証人の方は、卒業後、何らかの理由により、奨学生本人が奨学金の返還ができなくなった場合に、奨学生に代わって奨学金を返還していただく義務を負います。

保護者1名と、奨学金申請者とは別世帯の4親等以内の親族の方1名で、それぞれ市税等を完納している方となります。

(5) その他

ゆめ応援奨学金 奨学金等の貸付を受けていない方

住まいる奨学金 卒業後、栃木市に定住する意思のある方



3 募集人員

【ゆめ応援奨学金】10名以内

【住まいる奨学金】20名以内

4 奨学金貸付額

【ゆめ応援奨学金】無利子

(月額)

高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程		12,000円
専修学校の専門課程 短期大学 大学	自宅通学	30,000円
	自宅外通学	40,000円

【住まいる奨学金】無利子

(月額)

高等専門学校（第4学年以上および専攻科） 専修学校専門課程 短期大学 大学	20,000円
--	---------

5 貸付期間

正規の最短修業年限

6 提出書類

- (1) 奨学金貸付申請書
- (2) 奨学生推薦書（学校長の署名および押印があるもので、未開封のもの。）
- (3) 成績証明書（3年1学期まで、学校長の署名および押印のあるもので、未開封のもの。）
- (4) 生計維持者の住民税決定証明書【税務課】《※1》
- (5) 世帯全員の住民票の写し（「続柄」が記載されているもの）【市民生活課】《※1》

《※1》(4)(5)は、市内の方で同意書（申請書裏面）に同意がある場合は、提出不要です。

7 選考基準

(1) 学力基準

成績証明書の評定平均が3.0以上であること。

(2) 所得基準

生計維持者《※2》の貸与額算定基準額《※3》が189,400円以下であること。

《※2》 父母がいる場合は父母、父母の一方しかいない場合はその方、父母がいない場合は、希望者の学費や生活費を主に負担している方が生計維持者となります。

《※3》 日本学生支援機構 業務方法書 第4条第7項に規定する貸与額算定基準額で、下記の計算式により算出します。基準額は、収入のほか、扶養者数等により異なります。

$$\text{貸与額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税調整控除額} \\ - (\text{多子控除} + \text{ひとり親控除})$$

*多子控除：生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、
2人を超える子ども1人につき40,000円を控除

*ひとり親控除：ひとり親世帯の場合、40,000円を控除

※ 所得基準の目安を確認するための「貸与額算定基準額判定シート」を市ホームページに掲載しています。

《 参考 》 収入・所得の上限額の目安（日本学生支援機構「貸与奨学金案内」より）

表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

世帯人数	家族構成	★が給与所得者 [会社員等] の世帯 (年間の収入金額)	★が給与所得者以外 [自営業者等] の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親①（★）	761 万円程度以下	546 万円程度以下
3人	本人、親①（★）、親②（無収入）	716 万円程度以下	536 万円程度以下
4人	本人、親①（★）、親②（★※）、 中学生	803 万円程度以下	552 万円程度以下
5人	本人、親①（★）、親②（★※）、 中学生、小学生	905 万円程度以下	629 万円程度以下

※ 親②は、例として、給与所得の場合（左）は収入 300 万円、給与所得以外の場合（右）は所得 200 万円とした場合です。

8 申込み先

栃木市万町9番25号 栃木市教育委員会事務局
教育総務課 教育総務係（本庁舎4階4A-5番窓口）
電話 0282（21）2462

※ 郵送不可。窓口まで直接お持ちください。

9 採否決定の時期と通知方法

栃木市奨学生選考委員会において決定し、2月中旬に本人に通知します。

申込者が多い場合は、選考基準を満たしていても採用とならない場合がありますので、ご了承ください。

10 奨学金の返還（ともに無利子）

【ゆめ応援奨学金】

- 返還期間 卒業後1年を経過した後、貸付期間の2倍の期間内
- 返還方法 月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法で、口座振替または納付書にて返還

【住まいる奨学金】

卒業後、1年以内に栃木市内に居住し、引続き5年間居住した時点で奨学金の返還を全額免除しますので返還の必要はありません。（栃木市に住民票があり、実際に居住していることが条件です。）

卒業後、1年以内に栃木市内に居住しない場合、または5年を経過する前に市外に転出した場合、市内に住民票があっても居住の実態がない場合、市税に滞納がある場合は、奨学金の全額を、貸付期間の2倍の期間内で返還していただきます。

11 奨学金の停止等

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸付を停止または廃止し、貸付金の一括返還を求める場合もあります。

- (1) 病気等のため、卒業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績または素行が不良になったとき。
- (3) 奨学金の貸付が不必要となったとき。
- (4) 休学または転学の理由が適当でないとき。
- (5) 栃木市奨学金貸付条例に違反し、または奨学生として適当でないとき。

奨学金に関する手続の流れ

希望の申し出

在学する学校、市役所本庁舎、総合支所、市内公民館・図書館、市ホームページ等から必要書類を入手してください。

高等学校等への書類作成依頼・受取

学校に、推薦書・調査書等の書類の作成を依頼し、受け取ってください。

申込み

必要書類を、教育総務課窓口まで直接提出してください。（※郵送不可）

選考・決定

2月中旬に本人あて、書面で結果を通知します。

採用が決定した方は、進学先が決定後、指定する期日までに誓約書等の必要書類を提出してください。

奨学金の貸付期間中（奨学生の義務）

- ・奨学金は、毎年6月と9月に振込みます。毎回の振込みの前に、在学証明書を提出してください。（※定められた期限までに提出がないときは、奨学金は交付できません。）
- ・本人または連帯保証人の住所等に変更があった場合は、直ちに届出をしてください。

卒業後

指定する期日までに必要書類を提出してください。

詳細は、下記までお問い合わせください。

栃木市万町9番25号 栃木市教育委員会事務局
教育総務課 教育総務係 （本庁舎4階4A-5番窓口）
電話 0282(21)2462